

平成29年度 第3回 福祉施策審議会 会議録

1 日時 平成29年8月9日（水）

午後2時00分～4時00分

2 場所 流山市役所第2庁舎3階303会議室

3 出席委員

鈴木（孝）会長 鎌田委員 鈴木（れ）委員 中委員 大野委員
永田委員 上平委員 米澤委員 栗飯原委員 小泉委員 山名委員

4 欠席委員

石塚委員 大津委員 平原委員 新屋敷委員 奥野委員 小林委員

5 市出席職員

宮島健康福祉部長 小西健康福祉部次長兼障害者支援課長
豊田社会福祉課長 菊池介護支援課長 横山高齢者生きがい推進課長
伊原健康増進課長 長谷川児童発達支援センター所長
矢口障害者支援課課長補佐 岩本障害者支援課課長補佐
白井障害者支援課障害者給付係長
八谷障害者支援課障害福祉係長 松原障害者支援課主事

事務局（社会福祉課健康福祉政策室）

古林室長 高橋主任主事 齊藤事務員

6 傍聴者

なし

7 議題

- ・第7期流山市高齢者支援計画の策定について
- ・第5期流山市障害者福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画の策定について
- ・その他（連絡事項等）

8 議事録（概要）

（事務局：古林健康福祉政策室長）

本日はお忙しい中、平成29年度第3回流山市福祉施策審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、第3回福祉施策審議会を始めさせていただきます。時間は最長で2時間（16時まで）を予定していますので、よろしくお願いいたします。

（鈴木（孝）会長）

会議に入る前に、委員の皆様へ報告いたします。お手元に配布させていただきました会議次第に基づき、議事を進めていきたいと思っております。本日の出席委員は11名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定に基づきまして、会議は成立していることをご報告します。

今回は傍聴者が見えておりませんが、いずれ見えた場合には、会議の傍聴について、あらかじめご了承願います。

（事務局：古林健康福祉政策室長）

まず、配布しました資料の確認をさせていただきます。

- 会議次第
- 広報ながれやま 8月11日特集号
- 高齢者支援計画（素案）に対する質疑・意見について
- 第7期流山市高齢者支援計画（抜粋・改訂部分）
- 買物支援協力店のご案内
- 市民活動団体公益事業補助金認定事業
- 第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画（素案）
- （参考資料）心身障害者福祉費の推移
- 第5期流山市障害者支援計画（抜粋）
- 【第5期流山市障害福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画見込み量】の算出方法

を配布させていただきました。

不足されている方は、お申し出ください。よろしいでしょうか。

（鈴木（孝）議長）

それでは、会議次第に基づきまして、議事を進めさせていただきます。事務局から、説明をお願いします。

(事務局：高橋)

議事に入る前に、広報の8月11日特集号についての報告をさせていただきます。昨年度策定しました地域福祉計画のPRをもっとやるべきではないかという意見をいただきまして、明後日発行される8月11日号の全面で地域福祉計画の特集号を組むことができました。「できることから活動に参加してもらおう」という主旨で、地域で活動している団体にスポットを当てました。障害者施設で作ったパンを購入したり、自治会活動に参加したり、時間ができたらファミリーサポートセンターの提供会員や、福祉有償運送の支援会員になっていただけないでしょうかということを記事にしました。こちらに記載されている以外でも、地域で活動されている方は多々いらっしゃいます。限られた紙面を活用して、ご紹介できれば幸いです。2面の写真は、特別養護老人ホーム「月の船」で、心身障害者福祉作業所さつき園がパンを、障害福祉サービス事務所つつじ園が小物の出張販売を行っています。1面の欄外に、「長生き体操」のPRをしています。前回の福祉施策審議会で「長生き100歳体操」をもっとPRしたほうがいいのかという話を頂きまして、体操に取り組むグループを募集している旨、記載しました。まだ、ご覧になっていない方がいらっしゃいましたら、秘書広報課より、郵送することも可能です。ぜひ、ご案内ください。

(鈴木(孝)議長)

まず、1点目の第7期流山市高齢者支援計画の策定について説明をお願いします。

(事務局：高橋)

事務局説明

(鈴木(孝)議長)

事務局からの報告について、ご意見・ご質問はありますか。

(栗飯原委員)

2ページ目の頭の部分の斎場について、柏・我孫子と一緒にやっているウイングホールは、使い勝手が悪いです。事業者の方によると、料金もあまり変わらないので、松戸の斎場を使う人も多いそうです。そういった提案や計画はないのでしょうか。それとも、このままなのではないでしょうか。

(宮島健康福祉部長)

ごみ焼却施設や火葬場は、賛成・反対多数ありますが、流山市では、単独の火葬場をつくる計画は持ち合わせておりません。柏市・我孫子市でも同様に考えておりまして、三市で広域連合を作り相互利用しています。現状では、柏市の北柏付近にあります。流山市全域からは、少々不便な地域にあるとは思いますが、三市のスタンスとしては、現在地で建て替え等を考えています。単独の施設というのは今の段階では検討しておりません。

(栗飯原委員)

場所が分かりづらいです。バスやタクシーを使うしかありません。

(事務局：宮島健康福祉部長)

色々不便はあるかと思いますが、ウイングホールは、火葬場と斎場を併設しています。斎場として利用していただいて、そのまま火葬にという考え方もあるかと思いますが、現在では、民間の斎場が増えてきています。火葬場は、三市合同有効資源として使用していくのが、高齢化社会に臨んでいく上で必要と考えます。ご不便をお掛けしているのは重々承知ですが、斎場については、民間に委ねて、火葬場については前段の三市のスタンスでいきたいと思えます。

(栗飯原委員)

「一生住み続けたい街」というキャッチフレーズがありますが、一番最期に印象が悪くなってしまっているのでしょうか。もう少し最後の最後くらい、考えていただけませんか。消防とか組合でなっている部分が多いのではないかと思います。

(事務局：宮島健康福祉部長)

残念ながら、今の回答を越えるものは出てきません。

(鈴木(孝)議長)

では、次に参ります。

(上平委員)

1番に関連することですが、以前、私の知り合いの高齢者の方から、お願いされました。江戸川台駅発のグリーンバスに、「市役所行き」がありません。バスを待っている方から、「市役所に行くには、どうしたらよいでしょう」と聞かれることがあります。グリーンバスがあるのは、大変助かります。しかし、な

ぜ市役所行きがないのか、疑問に思っている方が多いです。江戸川台周辺からは、市役所に行きづらいので、ぜひ、ルートの一つに市役所行きも検討いただきたいです。

(事務局：宮島健康福祉部長)

流山市役所の利用状況によると思います。毎日、流山市役所に市民の皆さんが来ていただける環境ならば、「市役所行き」のルートの開設が期待できます。統計上の話で恐縮ですが、例えば、市役所の市民課の業務は、出張所でも利用できます。市役所は、限られた要件の際に年間何回かお越しいただく施設だと思います。グリーンバスは市民の皆さんから納めていただいた税金も充てて運行している路線ですので、一定の集客率が上がるルート以外は運行が難しいのが、基本的な考え方です。従いまして、多方面から、ルート増設の要望がありますが、その都度調査をします。収支率50%以上という目安において、採算がとれるかどうかという調査です。要望をいただいて、実現されていないルートは、残念ながら、その要件に満たないということです。例えば、東部地区や区画整理中のおおたかの森やセントラルパークは、区画整理が終了後、再度調査をかけて、ルートの増設を図ります。また市役所を経由して、ターミナル駅を結ぶルートは、民間バスもあります。1時間に1本ですが、江戸川台を発着し、市役所を経由しているルートは、京成バスが運行しています。この区間での、グリーンバスの運行は、費用対効果の問題があります。これ以上の説明は、担当課の都市計画部できちんとした回答ができると思いますので、お問い合わせください。

(上平委員)

バスの収支も50%以上と回答されていますけど、そういう声こそ行政で救っていただきたい。あるいは、自己負担を少し出してもいいのかもしれない。小さな声ですが、行きたい人にとっては切実です。タクシーを利用してもいいのではないかという声も聴こえますが、タクシーもなかなか来ないので、ご検討いただけたら幸いです。

(事務局：宮島健康福祉部長)

前市長の時は、赤字でやっていました。今の市長になりまして、赤字経営で税金を多額に使ってやるべきではないという方針のもとにやっております。苦しい話ですが、そういった方針の中で、ルート拡張に努めていきたいと思えます。

(山名委員)

別紙の「市民活動団体公益事業補助金認定事業」の4番の記事を新聞で見ただけですが、どういう事業か知りませんでした。団塊の世代の方々は情報があれば自分で好きな情報を選んでサークルなどに行ける力があります。例えば7番の「プラチナライフを応援する！高齢者向けフリーペーパー」などがポストに入っていたり、出張所に置いてあったりするなど、高齢者向けの情報を皆さんが目に見えるように、情報の出し方を検討していただきたいです。

(事務局：宮島健康福祉部長)

前段で補足が足りなかったのですが、市民活動団体公益事業補助金制度というのがあります。NPOに認証されても財源がない為、活動できない団体に、最長3年間支援を行っています。これには厳格な審査会があります。市民の利益につながる、団体の今後の活動に結びつくような助成をしていますが、場合によっては、3か年で終了してしまうこともあります。そこで、NPOを軌道に載せてあげることに主眼をおいております。その中の一つの選択肢がここ(資料「市民活動団体公益事業補助金認定事業」)に紹介されています。実際に、こちらの補助金制度を利用して、軌道に載ったNPO団体もあり、色々なケースが紹介できます。範囲の集約が難しいのですが、現在はNPO活動としてご紹介しています。活動団体が増えてきた場合には、例えば「高齢者」というキーワードでサービスを紹介できるような仕組みが必要かと思います。ホームページでの検索の工夫で紹介できると思います。

(鈴木(孝)議長)

他に、ご質問ありませんでしょうか。

次に、2点目の第5期流山市障害者福祉計画及び第1期流山市障害児福祉計画の策定について説明をお願いします。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

(事務局：白井障害者支援課障害者給付係長)

(事務局：八谷障害者支援課障害福祉係長)

事務局説明

(鈴木(孝)議長)

只今、事務局から説明がありました。委員の皆さんからご意見・ご質問をいただきたいと思っております。意見のある委員はお願い致します。

(山名委員)

P 2 6 の福祉タクシーの券です。例えば高齢者が身体障害 1 級をとった時に、タクシーの補助をしてもらえるということですよ。2 7 年度から 2 8 年度は、利用者が 8 4 人位増えています。高齢者も増えていますので、P 4 3 にある平成 3 0 年度の見込みは、1, 2 5 5 となっていますが、1, 3 0 0 位いくのではないのでしょうか。

(事務局：八谷障害者支援課障害福祉係長)

先ほど説明しました福祉タクシー利用補助と燃料券ですが、対象者がどちらか一方を選択し、現状では半々程度です。見込み数に関しては、サービスを受けるのをやめる方もいますので、それらを加味して試算しました。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

2 0 2 5 年問題を迎えるにあたり、当然、高齢者数も増えてきます。身体障害者手帳保持者の 7 0 % 以上は、高齢者です。これからもっと増えて、8 0 % ・ 8 5 % と増えていきます。現状実績の中で、見込みました。当然、見込み量が増えてきた時には、数値を修正していきたいと思います。2 0 2 5 年に向けて、増量するのがなかなか見込めませんでした。

(事務局：宮島健康福祉部長)

今、並行してやっている高齢者支援計画で介護保険料と高齢者人口が密接に絡んでいきます。今年度の審議会の冒頭で申し上げた通り、総合計画という大きな流山市の柱となる計画で人口推計の見直しを行っています。その推計値があって、完成した段階で高齢者計画が国に反映されます。その計画が反映されると、この数値も若干修正が加えられると思います。推移を見極めた上で、修正が必要であればしていきます。

(鈴木(孝)議長)

他にご意見ございませんか。

(上平委員)

自分が障害者であった場合、利用できるサービスはどのように知ることができるのでしょうか。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

障害者手帳を取得した時に、「福祉のしおり」をお渡ししています。分厚いし

おりの中から、その方にあったものを一つ一つ時間をかけて説明します。必要になった時は、このページを見てください、または、お電話くださいとお話しています。障害に変化があった時、等級を見直してほしい、何か困ったことがあったら遠慮なく電話してくださいとお伝えしています。自分の手帳の種類・等級にあったサービスを「福祉のしおり」を参考にして選んでいただいています。

（上平委員）

それは、利用者が行政にしか相談できないという意味ですか。民生委員などが間に入って、「あなたは、このようなサービスが受けられますよ」と教えていただけないのでしょうか。

（事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長）

障害福祉サービスでは、介護保険におけるケアマネージャーと同じような働きをする相談支援専門員がおります。障害福祉サービス利用者には、サービス利用計画書を作成しています。介護保険で言うケアプランです。相談支援専門員に相談していただいて、利用するサービスの内容を決めていきます。市内3か所、市外1か所、無料で相談できる障害者相談支援センターがあり、相談員もおります。そういった相談できる仕組みを作っています。

（上平委員）

意味合いとしては、漏れはないということによろしいのでしょうか。漏れがないかというのが心配です。

（事務局：宮島健康福祉部長）

障害者総合支援法という法律が誕生しまして、メニューが多岐に渡り、どんどん改正されて、ここまで到達した経緯があります。従いまして、今申し上げた相談員等は、総合支援法ができてから、色々サービスをメニューに入れながら、その障害を持った人へ適切なサービスを提供できるようになっております。原則論としまして、もれなくサービスが提供できていると受け止めております。相談の中身の中で、担当者がこちらにも使えるというものがあればすぐに間に入り、進めていきたいと思えます。

（上平委員）

「流山市における障害者の状況」のP1最初の方に『身体障害者手帳の申請は市町村が行い、千葉県が医師の意見書を基に審査会を経て1級から6級の手

帳が交付されます。』とありますが、障害者の方の依頼に基づいてということですか。申請を市町村が行うというのもよくわからないのですが。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

基本は、障害者手帳の申請に関しては、本人からの申請が必要になります。その申請に基づいて、市が県に審査をしていただく為の書類を進達するという経緯です。誤解が無いように、障害者手帳の申請は、市民の方がしていただいて、市を経由して、市が県に進達するという表現に訂正します。

(上平委員)

これだけ読むと、市町村が申請してくれるかのようにとれます。それと、審査会というのは、こういった方が行っているのでしょうか。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

県の審査会は、医師と専門の有識者で成り立っています。人数は、わかりません。身体障害者手帳の場合は、千葉県で指定された医師に身体障害に関わる診断書を書いていただきます。その診断書を市経由で県に進達します。診断書の中身を見て、障害の状況・生活の状況・障害の種別・等級を決めている仕組みになっています。県の審査会は、医師が中心で、障害状況・体の機能を確認しています。診断書の中身は、どこの部位が麻痺している、体の図が書いてあって、どこの部分が麻痺している・欠損している等詳しく書かれています。県に委嘱された医師が、審査会の中で決定しています。

(上平委員)

審査に不服がある場合の不服審査というのは、どうなっているのでしょうか。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

不服審査に関しては、不服があった場合、申し立てられる仕組みになっています。今のところ、ほとんど不服申し立てはありません。

(上平委員)

これは、毎年、申請するのですか。それとも一回交付されたら、そのままでしょうか。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

身体障害者手帳は、障害が固定されている状況ですので、それがずっと一生

変わらなければ、そのままとなります。ただ障害が進行したり、新たに麻痺が出たり、そういった時には、新たに診断書を添付していただいて、等級の変更含め、見直しが可能です。

身体障害者手帳と知的障害の療育手帳に関しても、特に変化がなければ一度申請すると、そのままです。

精神障害の手帳は、2年に一度、手帳と診断書を提出していただいて、見直しが必要です。精神障害は、疾病ということで、その都度2年に1回見直しを実施します。

(上平委員)

いただいた資料の中で、障害者の数が増加しているとあるのですが、年度ごとに新たな患者さんが増えてくるのか、あるいは同じ人が障害の等級が変わったりして増えているのか。増加の実態は、何でしょうか。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

増加数の変化について、1点目は流山市の人口の増加です。2点目は高齢化に伴って、障害者手帳を取得される方が増えています。年齢を重ねると共に、体が弱ってきますので、手帳を取得される方が多いです。精神障害者の手帳取得は、8年間で2,200人程度増えています。知的障害者も増えています。言えるのは、高齢者による障害者手帳の取得と精神障害者、特に「うつ病」によるものが増えているということです。

(大野委員)

上平委員がおっしゃった、民生委員との関わりですが、私たちは「障害者手帳をとりたいのですが」という相談も受けます。そういった時は、まず医師に相談して、診断書を書きますという話になったら、市役所で申請書をもって申請するように、という位です。今、私が関わっている一番大きなことは、市から出ているしおりの中に、5月に日本郵便で「青い鳥郵便葉書」のサービスがあることは載っていません。身体障害者手帳1種1級を持っている方に、日本郵便が葉書をくださいます。手帳を取得した方は、忘れないように、毎年5月に申請するといただけからということで、お話にいくということに関わりを持っています。多分知らない方もいると思います。

(鎌田委員)

4点ほど、お話があります。

上平委員が、障害者の方にサービスが行き届いているかと大変ご心配されていますが、昨今、権利意識が高まってきたので、自分が障害者になったら、すぐに障害者手帳を取得する方も多くいらっしゃると思います。ところが、自分がある日、突然障害を負った時、周囲の人が障害者手帳の取得をおすすめしても、絶対受け入れない人もいるのです。障害者のレッテルを張られるのが、嫌だということです。障害者のサービスを受け入れないという人もたくさんいるので、サービスを押し付けるといえるのか、こういうサービスができます等、あまり行政側から勧めるのはどうかと思います。相談されたら、十分に応えるスタンスも大事だと思います。

「障害者計画」P 3 1の自立支援給付の訪問系サービスの居宅介護について、平成30年度から平成32年度にかけて、利用者が増えることを見込まれていますが、サービスを浸透させるためには、ヘルパーも増やしていかないと行かないのですが、ヘルパーの確保を市ではどのように考えていますか。

「障害者計画」P 3 2の日中活動系サービスの就労継続支援A型について、市内事業所数が平成31年度から平成32年度に1つ増えています。就労継続支援B型については、市内事業所数が平成30年度：11、平成31年度：12、平成32年度：13と1つずつ増えています。これは、ある程度、見通しがあるのでしょうか。

最後にP 3 4の後半部分に「障害福祉サービスを実施している事業者だけでなく、介護保険のケアプラン事業所に対しても積極的に特定相談支援事業の指定を受けるよう促し、相談支援の担い手の確保に努めます。」と記載されていますが、65歳に到達した障害者が介護保険に移行します。そのため介護保険の事業所でも障害者向けのサービスに精通して、ケアマネージャーが障害者の相談支援も兼ねてほしいという要請があるのも心得ています。ですが、高齢者と障害者は、全然違うので、よく理解しないとそういう方面に踏み込めません。市役所から、このように担ってほしいという希望があるなら、説明会を行ってほしい。例えば、包括支援センターは、2ヵ月に1回地域の事業所と交流会を開いています。障害者のケアプランはこういうものである、ケアマネージャーがすべきこと、それに対する報酬等を説明会で話していただければ、より理解が深まると思います。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

まずP 3 1の訪問系サービス居宅介護のホームヘルパー派遣事業ですが、介護保険事業者による、障害福祉サービスへの新規参入は、なかなか増えません。障害者に対して、なかなか理解が深まらないようです。先ほど話がありましたP 3 4も同じように、ケアプランを作る事業所も同じように増えません。

そういった事業所のケアマネジャーを含めて、障害福祉サービスのケアプランは、相談支援専門員の資格がないと作れない現状があります。その中で、相談支援専門員になっていただける資格のある方を一番多く抱えている事業所というところ、居宅介護事業所になります。そういった事業者に対して、指摘があった通り集団説明会を含めて、集まっていたら県の研修を受けられれば障害福祉サービスのケアプランも作れるようになると思っています。私も相談支援専門員の資格を持っているのですが、ケアプラン作成の方法はほとんど変わらないです。あとは、障害者のことをどれだけ理解しているかという話です。ぜひ居宅介護支援事業所の方に声をかけて、相談支援専門員の資格を取得できるように、ピックアップしていきたいと思います。P34の下部分は、そういう意味も含めて記載しています。

P31に関しても、同様に介護保険の訪問系事業所にも集団説明会の機会を作らせていただいて何とか参入してもらいたいと思います。また、東深井福祉会館の中に障害者福祉センターがあります。そこで、障害者向けのホームヘルパー養成研修を実施しています。それにぜひ参加していただけるように、お願いしていきます。

P32の就労継続支援A型に関してですが、平成32年度に1事業所増えるかと予測しております。これは、今具体的に話があるわけではありません。ただ、A型の事業所は、増加傾向にあります。市内事業所数が3つになるのが、平成31年度か平成32年度か断言できませんが、もう一つ増えると考えています。特に近隣でやっていて、流山市は他の所に比べてA型事業所がまだ少ないのでぜひやりたいという相談があったりしますので、確実とは言えませんが、増えるだろうという予測になっています。B型の事業所は、一つずつ増えています。B型の需要として、利用者のニーズがあります。地域活動支援センターⅢ型から移行したいという事業所は実際に相談に来ていますので、これは1カ所ずつ見込みたいと思います。特定の事業所はまだないですが、相談がありますので、Ⅲ型からB型に移行するとの予測値見込みです。

(鈴木(れ)委員)

先ほど、白井係長が「親亡き後」と言いましたが、それは二昔前の話で、今は「親が活着ているうち」と文言が変わっています。

(事務局：小西健康福祉部次長兼障害者支援課長)

グループホームは、平成30年度3月までに、時期は多少ズレるかもしれませんが、確実に整備していきたいと思います。

(鈴木(孝)議長)

質問が無いようなので、以上でよろしいでしょうか。次に、その他ですが、事務局から何かございますか。

(事務局：古林健康福祉政策室長)

前回同様、ご質問やご意見がありましたら事前に事務局までご連絡ください。様式は自由ですので、ご協力よろしくお願ひします。

また、今後の予定ですが、第4回の福祉施策審議会の開催日時と場所の予定は次のとおりです。

平成29年9月27日(水) 午後2時～ 303会議室

配布した資料については、次回もお持ちいただきますようお願いいたします。大変お忙しいとは思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。事務局からは、以上でございます。

(鈴木(孝)議長)

他にないようでしたら、本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。御協力ありがとうございました。

(事務局：古林健康福祉政策室長)

鈴木会長には、議事進行ありがとうございました。

以上をもちまして、平成29年度第3回流山市福祉施策審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。